

2021年2月25日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター**企業会計基準適用指針公開草案第70号「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」
に対する意見**

貴委員会から2020年12月25日付で公表されました、企業会計基準適用指針公開草案第70号（企業会計基準適用指針第30号の改正案）「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

記

質問1（代替的な取扱いの要否に関する質問）

本公開草案では、電気事業及びガス事業において決算月に実施した検針の日から決算日まで生じた収益を見積る場合に、見積りの適切性を評価することが困難であるとの意見が、財務諸表作成者及び監査人から寄せられたことに対応し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いを定めることを提案しています。代替的な取扱いを定めることとする提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

同意します。

（理由）

財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いを定めることについては、個々の項目の要件に照らして適用の可否を判定する限りにおいて、現行の企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識適用指針」）第164項に定められているとおりです。

質問2（代替的な取扱いに関する質問）

本公開草案で提案している代替的な取扱いに同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

適切な要件を定めることを前提に同意します。

（理由）

代替的な取扱いは、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で容認されるものです（収益認識適用指針第 164 項）。代替的な取扱いを無条件に継続的に適用することとする場合、決算時の状況によって、適正表示及び財務諸表間の比較可能性の妨げになる可能性があると考えられます。

したがって、本公開草案で提案されている代替的な取扱いを適用しても、財務諸表の数値が著しく不合理となることを見込まれない場合に、この取扱いを適用することを想定しているのであれば、その旨を本公開草案第 103-2 項に要件として定めることが適切と考えられます。

質問 3

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【コメント】

単価の見積りについて、「決算月の前年同月の平均単価」ではなく、「決算月の前年同月の平均単価を基礎とすることができる」と記載されている趣旨は、必要に応じて、使用量に応じた変動分以外の燃料費の高騰による単価の調整や料金改定など、何らかの調整を行うことを意図していると理解しましたが、その旨を明らかにすることが必要と考えられます。

（理由）

本公開草案第 176-4 項には、「また、電気事業及びガス事業では、契約の種類、使用量、時間帯等によって単価が変動する料金体系を採用していることがあり、単価の見積りについては、使用量等に応じて、それらの構成比の変動等を調整することが考えられるが、このような調整を行うことは実務的に困難である可能性があるため、決算月の前年同月の平均単価を基礎とすることができることとした。」と記載されています。

この表現では、「使用量等に応じて、それらの構成比の変動」を調整することだけでなく、決算月の前年同月からの燃料費の高騰による単価の調整や料金改定などを調整することも困難である可能性があり、このような調整もしないことを想定しているとの誤解が生じるため、そうではないことを明らかにすることが必要と考えられます。

以 上